２１世紀の弁理士制度のあり方を考える懇談会

報　告　書

平成１１年３月２５日

特　　許　　庁

＜ 目 次 ＞

頁

はじめに …１

提言　「２１世紀の弁理士制度の目指す方向」 …４

第１章　２１世紀の知的創造時代における知的財産権の位置づけ …１６

第２章　知的財産権分野での専門サービスに対する２１世紀の顧客ニーズ…１９

第３章　２１世紀の弁理士に求められる資質 …２７

第４章　弁理士に求められる資質の確保・養成 …３２

第５章　弁理士事務所の経営体制の革新 …４３

第６章　弁理士の義務・倫理の見直し …４７

第７章　弁理士会の機能強化 …４８

おわりに …５０

参考資料集 …５１

はじめに

１．２１世紀は知的創造時代である。科学技術創造立国実現のためには、創造された技術を適切に保護し、効果的に活用する体制を確立するとともに、その技術を財として明確に位置付けることにより、経済的価値を生み出す「知的財産権」による「知的創造サイクル」を構築し、これを強化することが必要である。

２．このような時代的要請の中にあって、知的創造サイクルにおける「創造」、「権利設定」、「権利活用」の全ての段階において、知的財産権制度を支え、企業等の知的財産権戦略をサポートする専門サービス業の役割は、今後益々重要なものとなると考えられる。

３．弁理士は、我が国の知的財産権制度の黎明期より、工業所有権に関する専門家として、その保護・活用を通し我が国の産業発展に寄与してきた。２１世紀の知的創造時代において、弁理士は、知的財産権分野の専門サービスの中心的な存在として、「知的創造サイクル」の構築の一翼を担い、企業等のグローバルな視野の下での戦略的事業展開を積極的に支援するために、その担うべき役割が飛躍的に増大するものと予想される。また、このような時代においては、弁理士自体もその提供しうるサービス機能が国際競争の下で問われるものと予想される。

４．他方、資格制度の見直しを含めた規制緩和推進が我が国の重要な政策課題となっており、弁理士制度においても、これに対応した見直しが求められている。

５．「２１世紀の弁理士制度のあり方を考える懇談会（委員長：中山信弘　東京大学法学部教授）」は、このような認識の下、平成１０年４月から約１年間にわたり、特許庁からの求めに応じ幅広い検討を行ってきた。

　本報告書は、その検討結果をとりまとめ、「２１世紀の弁理士制度の目指す方向」を提言しようとするものである。

２１世紀の弁理士制度のあり方を考える懇談会
＜委員名簿＞

（五十音順、敬称略）

委　員　長	中山　信弘	東京大学法学部　教授
委員長代理	相澤　英孝	早稲田大学アジア太平洋研究センター 助教授
委　　員	井上由里子	筑波大学大学院社会科学系　助教授
	小川　勝男	日本知的財産協会理事長
	菊池　　武	日本弁護士連合会知的所有権委員会委員
	下坂スミ子	弁理士会弁理士制度検討会議副委員長
	鈴木　良男	株式会社　旭リサーチセンター　社長
	高畑　　満	日本弁護士連合会 弁護士業務対策委員会委員
	竹内　三郎	弁理士会会長
	中条　　潮	慶応義塾大学商学部　教授
	中西　幹育	鈴木総業株式会社　副社長
	馬場　錬成	読売新聞　論説委員
	丸島　儀一	(社)経済団体連合会　産業技術委員会 知的財産問題部会　部会長
	村木　清司	弁理士会弁理士制度検討会議委員長

検　討　経　過

第１回（平成１０年４月２１日）

テーマ「弁理士制度の現状」

第２回（平成１０年５月２７日）

テーマ「弁理士に求められる役割」

第３回（平成１０年６月２４日）

テーマ「弁理士の国際活動」

第４回（平成１０年７月１６日）

テーマ「弁理士の知的財産権関連業務への関与」

第５回（平成１０年９月１６日）

テーマ「技術・専門知識の高度化への対応」

第６回（平成１０年１０月１２日）

テーマ「事務所経営のあり方と顧客サービス」

第７回（平成１０年１１月１９日）

テーマ「弁理士に関して残された検討課題」

第８回（平成１１年１月２１日）

テーマ「報告書骨子案について」

第９回（平成１１年２月１５日）

テーマ「報告書案について」

第１０回（平成１１年３月２５日）

テーマ「報告書について」

提　言

「２１世紀の弁理士制度の目指す方向」

［基本認識］知的創造時代の担い手

知的創造時代における科学技術創造立国実現のため、産業界等において知的財産権を経営資源として活用することのできる社会的基盤を構築することが不可欠。
知的財産権分野の専門家たる弁理士の担うべき役割は、飛躍的に増大。

２１世紀は知的創造時代。一方、技術マーケットがグローバル化し、知的財産権を国際戦略の下でビジネスに生かしていくことが求められる環境下では、研究開発型企業や創造的人材は、その活動の場として、知的創造に適した社会システムを持つ国家を選択。我が国が科学技術創造立国を実現するためには、「創造的活動」、「その成果に対する知的財産権の設定」及び「その権利の活用」からなる知的創造サイクルの構築・強化が不可欠。

このような時代においては、立法、司法及び行政をあげた「早く強く広い」知的財産権の実現、それを資産として効率的に活用しうる経済システムの構築、変貌する企業形態やグローバル化する企業経営に応じた知的財産権への戦略的取り組み、大学等における研究開発の成果に対する知的財産権の設定を通じた産業界への技術移転・事業化の促進等、国家的な取り組みが必要。

知的創造サイクルにおける「創造」、「権利設定」、「権利活用」のすべての段階において企業等の知的財産権戦略をサポートする専門サービスの重要性はますます高まるものと予想。

弁理士は、我が国の知的財産権制度の黎明期より、工業所有権に関する専門家として我が国の産業発展に多大の貢献。２１世紀の知的創造時代においては、知的財産権分野の専門サービスの中心的な存在として、「知的創造サイクル」の構築の一翼を担い、企業等のグローバルな視野の下での戦略的事業展開を積極的に支援するために、その担うべき役割は飛躍的に増大するものと予想。また、このような時代においては、弁理士自体も、その提供しうるサービス機能が国際競争の下で問われるものと予想。

弁理士は、今日、既に、工業所有権の専門家として権利設定面で多大に貢献しているが、さらに次のような領域でも貢献を果たしつつあることに着目すべき。

(1)ベンチャー・ビジネスの育成

ベンチャー企業の生命線である「独自技術」に関する発明について、研究開発の初期の段階から、弁理士が、経営者、開発責任者等に対して、最も効果的な法的保護を得るための権利化の方法、他企業との技術提携、ライセンス交渉等、取得した権利の最も有効な活用方法等について、指導・アドバイス等を行い、ベンチャー企業経営者と共にビジネスを展開している例が多く見られるようになった。

(2)特許流通への積極的参画

権利化された技術が、大企業から中小・ベンチャー企業へ、あるいは、大学・研究機関から企業へと移転されることにより、新技術開発、新事業創造が期待されているが、弁理士には、特許流通アドバイザー等リエゾン（橋渡し役）として、権利化された技術の適切な評価、最適な移転先企業の選定、円滑な移転のためのアドバイス等を行っている者も出現し始めている。

(3)紛争処理に対する関与

知的財産権に関する交渉・トラブル等が増加しつつある中で、多数の弁理士は、権利取得等の過程で把握した技術的知見、企業の方針等を踏まえて、代理先企業に代わって、相手方企業と交渉を行い、紛争の未然防止に尽力している。

また、当事者たる企業の輔佐人として、侵害訴訟事件に関して裁判所で積極的に活動している例もある。

更に、知的財産権分野での裁判外の紛争解決手段を提供するために、平成１０年４月に、日本弁護士連合会と弁理士会が協力して「工業所有権仲裁センター」を設置したが、この中で、弁理士は、弁護士と共同して仲裁・調停人として活動している。

(4)企業の知的財産権戦略のグローバル化への対応

１つの特許が、特許協力条約（ＰＣＴ）の枠組み等を活用して、日本のみならず、欧米・アジア等の各国に出願される状況になっているが、多数の弁理士は、顧客企業等のニーズに応え、外国向け出願書類を作成するだけでなく、外国の専門家との提携の下に、外国での権利の取得・活用に積極的に関与している。また、諸外国での知的財産権に関する制度・運用の改正の動向等についての最新情報を迅速に入手し、顧客に情報提供・指導・アドバイス等を行っている。

［基本的方向］「知的創造サイクル」の形成に向けた２１世紀の顧客ニーズに応える知的財産権専門サービス提供体制の構築

知的財産権の戦略的活用を図ろうとする２１世紀の企業等のニーズに適切に応え、国際的に通用する専門サービスを、我が国においても、弁理士が中核となって提供することができるよう、弁理士を巡る諸制度を抜本的に改革することが必要。

２１世紀の知的創造時代においては、産業界の知的財産権への戦略的取り組み、大学等における知的財産権マインドの向上等により、弁理士に対する顧客ニーズは、質的に高度化・多様化するとともに、量的にも拡大するものと予想。

一方、企業等の事業展開が国際化している環境下では、知的創造活動を支える社会システムについても国際的に比較選択されるようになり、知的財産権専門家としての弁理士の提供しうるサービス機能も、国際競争の下で問われることとなるものと予想。

このような認識の下で、顧客ニーズに応え、国際的にも競争力を持ちうる専門サービスの提供体制を構築することが、弁理士制度の重要な課題。

そのためには、以下のような方向で、弁理士を巡る諸制度を抜本的に変革することが必要。

(1)知的財産権の戦略的活用を図ろうとする２１世紀の顧客ニーズに適切に応え、国際的に通用する専門サービスを、我が国においても、知的財産権分野の専門家である弁理士が中核となって提供することができるよう、弁理士の担うべき業務範囲や弁理士事務所の経営体制等について、制度的な制約を緩和し、グローバルな視野の下で、柔軟な対応が可能なものとする。

(2)弁理士に求められるサービスが多様化・専門化することを踏まえつつ、基本的な資質を有する資格者の規模を拡大し、競争と自己研鑽の下で、サービスを質的・量的に向上。

(3)弁理士が顧客の立場を一層適切に反映した専門サービスを迅速に提供できるよう、専門職能団体としての弁理士会の機能を、自主性・自律性を高める方向で強化。

［提言１］知的財産権戦略の展開に対応した業務範囲等の見直し

産業界等における知的財産権戦略の展開に対応して、知的財産権に関する専門家としての弁理士による柔軟な取り組みが可能となるよう、弁理士の業務範囲等について抜本的見直しが必要。

＜知的財産権戦略の展開の方向＞

①知的財産権全般へ

②権利取得から権利活用へ

③戦略のグローバル化を視野に入れたものへ

④企業の構造変革を視野に入れたものへ

２１世紀の知的創造時代においては、産業界等においても、知的財産権を重要な経営資源として位置づけ、研究開発をリードし、企業等の収益に貢献するように戦略的に取り組むことが重要な課題。

弁理士は、知的財産権分野の専門家として、これに対応し、企業等の高度化・多様化するニーズに応え、適切なサービスを提供することが求められているところ。既に米国等においては、技術と法律の双方に精通した多数のパテント・アトーニーがこのような企業等のニーズに対応していることに鑑みれば、我が国においても、従来のように、特許庁に対する工業所有権に関する出願等の手続の代理のみを、弁理士の本来の業務としてとらえるのではなく、産業界等における知的財産権戦略の展開に対応して、柔軟な取り組みが可能となるよう、弁理士の業務範囲等について抜本的見直しを行うことが喫緊の課題。

具体的には、

(1)知的財産権全般への広がりへの対応

特許・実用新案・意匠・商標のみならず、今後はノウハウ、営業秘密、著作権、ドメインネーム等も含めた知的財産権全般を視野に入れて、顧客ニーズに対応することが必要。

(2)権利取得から権利活用への広がりへの対応

知的財産権に対する戦略的な取り組みに対応し、特許庁に対する出願等の手続の代理のみならず、今後は、ライセンス契約、紛争処理等を含めた知的財産権の活用を視野に入れて顧客ニーズに積極的に応えることが必要。

その際、侵害訴訟における代理人資格を弁理士にも認めるべきかどうかについては、

我が国の弁護士の中で技術に対する十分な理解を有するものが極く限られることに鑑み、出願から一貫して関与してきた弁理士に、審決取消訴訟における代理人資格に加えて、侵害訴訟においても単独で代理することを認めるか、あるいは弁護士とともに行う場合に限り代理権を認めることが、知的財産権侵害訴訟を円滑に行うためには必要である

とする意見がある一方、

弁理士に対しては、訴訟手続、紛争処理実務等に関する試験・研修が制度的に担保されていないこと、顧客の利益を擁護するために弁護士に求められている倫理規範が弁理士については明確でないこと、弁理士会は政府の監督下にあり、弁護士会に認められているような自治についての制度的担保がないこと等を理由に、弁理士に侵害訴訟の代理人資格を認めることは問題がある

との意見もあり、

我が国における知的財産権訴訟を顧客ニーズに沿って適切な利用が図れるものとするためにはどうするべきかとの観点から、司法制度改革の動きとも連携をとりながら、今後さらに検討することが必要。

(3)知的財産権戦略のグローバル化への対応

国際的な大競争時代において、今後は、企業等の知的財産権戦略が海外での知的財産権の取得・活用及び海外での知的財産権紛争への対応を当然に前提とするものとならざるを得ないことに鑑み、このような知的財産権戦略のグローバル化を視野に入れて顧客ニーズに応えることが必要。

(4)企業のダイナミックな構造変革に対する柔軟な対応

国際的な大競争時代においては、機動的な企業経営を押し進めるために企業形態はダイナミックに変貌していくことが想定され、これに伴い知的財産管理のあり方も、これまでの企業の知的財産管理機能をまとめて切り出すなどして、独立性・専門性を高めると共に、企業の重要な資産としての知的財産について積極的な権利形成及びその運用を目指す等、大きく変化していくものと予想。今後はこのような変化に柔軟に対応し、知的創造サイクルの要となる企業の活動を維持・強化できるよう、顧客ニーズに応えることが必要。

［提言２］２１世紀の弁理士に求められる資質の確保・養成

知的財産権の戦略的活用を図ろうとする２１世紀の顧客ニーズに十分対応し得る資質を備えた弁理士を確保・養成するため、弁理士試験及び研修を含む資格付与及び資格登録体制の抜本的な見直しが必要。

知的財産権分野の専門家としての弁理士が、企業等の知的財産権戦略に対応し、戦略的な知的財産権の取得・活用に積極的に貢献していくためには、企業の経営戦略、研究開発戦略、国際戦略等を踏まえながら、弁理士自らも、ビジネスマインドを持ち、高度化・多様化する顧客ニーズに即したサービスを提供することが必要。

そのため、弁理士には、技術と法律の両面にわたる専門家としての識見、知的財産権を経営資源として活用するための経営センス等を活かして最適なサービスを提供し得るよう、総合力が求められるところ。

具体的には、創造的・革新的技術にも対応できる技術理解力、技術開発の動向、産業分野の展開の方向等を見極め、広くて強い権利の取得を可能とする実務能力、知的財産権の価値を洞察する能力、適切な権利活用を実現し得る法的判断能力及び紛争対応能力、企業の経営戦略のグローバル化に対応して必要な支援を行うための国際的な視野の広さ等を備えていることが必要。

しかしながら、現行の弁理士試験制度は、特許庁に対する工業所有権に関する出願等の手続の代理のみを想定した知識偏重型であり、２１世紀の弁理士に求められる資質や能力を測るには不足している部分がある。また、必要な人材を養成するための研修も十分とはいえない。

そこで、求められる基本的資質を備えた弁理士を確保・養成するため、弁理士試験及び研修を含む資格付与及び資格登録体制の抜本的見直しが必要。

その際には、弁護士や特許庁審査官・審判官経験者に対する現行の資格特例についても必要に応じて検討することが必要。

なお、高度専門的な技術に関する最新知識の習得、産業動向・技術動向の把握、語学力の向上等のために、研修だけでなく弁理士個々人に自己研鑽も求められることは言うまでもないこと。

［提言３］弁理士資格者の規模の拡大

知的財産権の戦略的活用を図ろうとする産業界等のニーズに応え、弁理士の関与すべき業務の拡大に対応するため、弁理士資格者の規模を拡大し、競争と自己研鑽による切磋琢磨の中で専門性を活かした高度なサービスの実現を図ることが必要。

２１世紀においては、知的財産権全般へ、権利取得から権利活用へ、国際的展開を視野に入れたものへと、企業等の知的財産権に関する戦略的な取り組みが展開していくことに伴い、弁理士が提供すべきサービスの範囲も大幅に拡大し、顧客ニーズも、高度化・多様化するものと予想。

また、知的財産権の重要性に対する認識の浸透に伴い、顧客も企業のみならず研究機関や大学、自治体、個人などに広がるものと予想。さらに、国際的な競争環境の中で、知的財産権に関する専門家を多く擁する欧米企業相手に充分な競争力を有するために、変貌を迫られる企業の中にあっては社内スペシャリストとしての弁理士資格者に対するニーズも拡大の方向。

このような弁理士に対する社会的ニーズに対応するには、弁理士として能力ある人材を十分確保し、健全な競争が行われるようすることが必要。そのためには、弁理士の専門分野、経歴等に関する情報が十分に開示される環境の下で、弁理士相互間の切磋琢磨を促し、専門性等を活かした高度なサービスの提供がなされるよう、弁理士資格者の規模の拡大が必要。

この弁理士資格者の規模の拡大については、必要な資質を有する弁理士を確保・養成するための体制の整備を図りながら、すみやかに対応していくことが必要。

［提言４］顧客ニーズに即応できる弁理士事務所の経営体制の革新

知的財産権の戦略的活用を図ろうとする顧客ニーズに適切に対応するとともに、国際的にも競争力を持つ専門サービスを弁理士が提供できるよう、総合的法律・経済関係事務所の設置や弁理士事務所の支所・海外事務所の設置等、弁理士事務所の経営体制を、柔軟性を発揮できる自由度の高いものへと革新していくことが必要。

同様の観点から、弁理士事務所の法人化についても検討が必要。

さらに、顧客による弁理士の選択を容易なものとし、顧客のニーズと弁理士の提供するサービスとの適合関係をより良いものとするため、弁理士に関する情報の提供・広告規制の緩和等についても、積極的に取り組むことが必要。

弁理士が知的財産権の戦略的活用を図ろうとする顧客ニーズに適切に対応するとともに、国際的にも競争力を持つ専門サービスを提供していくためには、弁理士事務所の経営体制を、変貌する企業形態や経済システムに対しても柔軟性を発揮できる自由度の高いものへと革新していくことが必要。

多様な顧客ニーズに対応するには、弁理士が他の士業と協働してサービスを提供することが求められる機会も飛躍的に増大すると考えられ、そのためには、規制緩和推進３か年計画（平成１０年３月３１日閣議決定）の指摘を踏まえた、総合的法律･経済関係事務所の設置についての積極的な取り組みが必要。

また、企業等における研究開発活動拠点の内外での展開、知的財産権戦略のグローバル化等に対応するためには、弁理士事務所の支所や海外事務所の設置、国内居住要件の撤廃等、企業の経営活動に即した柔軟なサービス提供体制の整備が必要。

弁理士が、知的創造サイクルのすべての段階において企業等の知的財産管理体制をサポートするためには、継続的なサービスの提供が不可欠。このため、サービスの継続性・安定性を担保する仕組みとして、弁理士事務所の法人化を可能とすることについての要請もあり、早急に検討することが必要。

さらに、顧客が、そのニーズに適合した弁理士の選択を、広い選択肢の中から的確に行うことが可能となるよう、また、弁理士においても、その得意とするところを活かした業務の受託ができるよう、専門分野、経歴等、弁理士に関する情報を積極的に公開・提供することが必要。また、広告規制についても、虚偽表示や誇大広告を除き緩和することが必要。

顧客が弁理士に対して支払うべき報酬額については、基本的には当事者間の合意で定めるべきものであるが、現在、弁理士会では、標準報酬額表を作成。この標準報酬額表については、弁理士と顧客との間で報酬についての合意を円滑に得るための目安として機能しているとの評価がある一方、知的財産権の戦略的活用を図ろうとする顧客ニーズに適切に対応できるような専門サービスを提供するという業務の性格を十分に踏まえたものとなっておらず、その内容に合理性を欠き、また、一部では、その使われ方に適正を欠くとの指摘も存在。このような指摘を踏まえ、標準報酬額表の位置づけ、内容及びその用い方について、早急な検討が必要。

［提言５］弁理士が遵守すべき義務・倫理の明確化

産業界等における知的財産権戦略に弁理士が積極的に関与するためには、顧客利益の保護の観点から、弁理士が遵守すべき秘密保持等の義務・倫理についても、見直しが必要。

知的財産権分野の専門家である弁理士が、企業等の知的財産権戦略に積極的に関与し、科学技術創造立国の実現に貢献するという役割を果たすことに対する期待は極めて大。

このような、弁理士の社会的役割の増大に応えるためには、弁理士に対する信頼を裏切ることのない、社会的使命の認識に立った誠実かつ公正な職務遂行が不可欠。

特に、知的財産権関連業務は、研究開発の最前線において最新の技術、ノウハウ等のように企業等の経営戦略の根幹にかかわる重要な機密事項を扱うもの。また、企業経営がグローバル化している中で、米国のように、日本の弁理士と顧客等との間で交わされた情報について、訴訟手続中において守秘特権が認められるかどうかが必ずしも明確でない環境への対応も不可欠。このため、顧客が安心して弁理士制度を利用し得るよう、弁理士の秘密保持の義務を、倫理としてのみならず、守秘特権としての位置づけも含めて明確にすることが必要。

また、弁理士が遵守すべき義務・倫理の徹底のためには、職能団体としての弁理士会の自主的、自律的な対応が必要。このため、弁理士会には、運営の公正や透明性を確保した上での内部規律を図ることが重要。

［提言６］弁理士会の機能強化、透明性の下での自主・自律体制の整備

２１世紀の知的創造サイクルの確立・強化に向けて、弁理士の積極的貢献を可能とするよう、専門職能団体としての弁理士会の機能を強化することが必要。その際、弁理士会に対する国の関与を見直し、透明性と説明責任の下で、自主・自律体制を構築することが必要。

２１世紀の知的創造サイクルの確立・強化に向けて、知的財産権分野の専門家により構成される専門職能団体である弁理士会には、今後、特に、次のような課題に組織的に取り組むことが期待され、そのための機能・組織の強化が必要。

(1)弁理士が期待される貢献を果たすことができるよう、その資質の維持・向上を目的として、研究・相互啓発・研修等、弁理士の研鑽の機会を用意すること
(2)弁理士制度を利用しやすいものとするため、弁理士の経歴、専門分野、報酬等に関する情報の提供を行うこと
(3)弁理士の社会的使命に鑑み、義務・倫理の遵守の徹底のための、内部規律を図ること
(4)知的財産権に関する社会的認識を向上させ、知的財産権制度の効果的な活用を支援し、さらには、今後の研究開発や企業経営の構造的な変化に対応して、知的財産権制度の整備を国際的視野の下にすすめるに当たり、これに積極的に貢献できるよう、国内外の各層との交流の下で、研究・教育・啓発・支援等の活動を行うこと

弁理士会の機能・組織の強化に際しては、従来の弁理士会に対する国の関与を見直し、専門職能団体としての自主性を尊重し、主体的・自律的活動を可能とすることが必要。なお、弁理士会の自治の拡大は、弁理士の業務の一部について専権性が認められている等、公益的な性格があることに鑑み、その運営が閉鎖的なものとなってはならず、透明性と説明責任が求められるものであることに留意が必要。

第１章　２１世紀の知的創造時代における知的財産権の位置づけ

１．科学技術創造立国の実現

◆大競争時代における創造的技術開発の必要性

世界は、冷戦構造の終焉により、自由経済、市場経済への移行が急速に進んでいる。このグローバル化する市場において、企業活動の国際展開は益々活発化している。世界は、２１世紀での生き残りを賭けた大競争時代に突入している。

このような状況の中で、我が国は、高い技術力を有する国々とも、また、人件費などの面で価格競争力を有する国々とも競い合って行かねばならず、今後は今まで以上に国民の叡知を傾注し、創造的な技術開発を推進し、付加価値の高いモノ・サービスを生み出していくことが必要である。

◆知的財産権保護・活用のグローバル化

１９９５年、先の多角的貿易交渉（ウルグアイ・ラウンド）の成果として、世界貿易機関（ＷＴＯ）が設置され、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（ＴＲＩＰＳ）がまとまった。ＴＲＩＰＳは、知的財産権を適切に保護・活用しない国は、モノの自由貿易に参加させないというルールである。１９９６年１月から先進国において義務化されているこの共通ルールには、２０００年１月から、途上国、市場経済移行国を含め、世界の約９０％の人間が従うことになる。新たなルールに基づき、技術マーケットがグローバル化し、知的財産権を国際戦略の下でビジネスに生かしていくことが求められる２１世紀の環境下では、研究開発型企業、創造的人材は、その活動の場として、知的創造に適した社会システムを持つ国家を選択する。

そのような中では、国内だけで通用する知的財産権制度・運用を持つことは全く意味を持たない。

◆知的創造サイクルの構築・強化

今後期待される付加価値の高い創造型技術開発は、多くの資金、時間、労力が必要であり、投資リスクが大きいという問題を有する。このため、開発成果に対する迅速な権利付与や権利侵害に対する迅速かつ適正な救済措置の実現等、「創造」、「権利設定」、「権利活用」に渡る知的創造サイクルの構築、強化・加速化を行い、十分な投資回収を可能とすることが必要となる。

知的創造サイクルの強化・加速化のためには、立法、司法及び行政における知的

財産権政策の積極展開による「早く」「強く」「広い」知的財産権を実現するための制度的枠組みの整備拡充、知的財産権を資産として効率的に活用しうる経済システムの構築が必要となってきている。

企業においては、知的財産権を重要な経営資源として位置付けて、国際的な戦略を展開し、研究開発をリードし、企業収益に貢献するような知的財産権管理が求められている。この企業の知的財産権戦略は、持株会社制度や連結納税制度等、２１世紀の新しい社会システムに対応すべく変貌する企業形態、グローバル化する企業経営までも視野に入れて取り組むことが必要となる。

また、最近、大学の保有する知的財産権を産業界に円滑に移転するための技術移転機関（ＴＬＯ）の設置が急速に進められているが、大学や公的研究機関については、２１世紀に向けて、研究者の「知的財産権」マインドを高めるとともに、研究開発成果の産業界への円滑な移転、技術移転を考慮に入れた研究開発、権利取得等にも積極的に取り組むことが必要となる。

２．２１世紀の企業経営における知的財産権の位置付け

◆知的財産権の経営資源化

企業の経営戦略においては、経営に貢献できる知的財産権を取得していくこと、経営資源として知的財産権を有効に使うことが重要となってきている。「２１世紀には知的財産権を巡る攻防が企業の命運を分ける」とまで言われている。

これを反映して、企業の知的財産部門の業務構成は変化しており、ライセンス交渉、侵害対策も含めた自社権利の積極的な活用、経営戦略のグローバル化に対応した海外での権利取得・活用、他社権利対策等への取り組みが増加しつつある。

◆知的財産権全般への広がり

知的財産権との関わりは、製造業のみならず、サービス業等へも広がりを見せている。また、知的財産権として保護すべき対象も、コンピュータソフトや電子マネー等のように、特許・実用新案・意匠・商標のみでは十分な保護が難しく、著作権法や不正競争防止法等のような知的財産権全般を視野に入れて保護する必要のあるものへと拡大している。

企業においては、知的財産権全般を視野に入れて、如何に自社の権利を確保するかが重要な課題となっている。

◆権利取得から権利活用への広がり

企業の知的財産権業務においては、従来は特許権等の権利取得が主な業務を占めていたが、知的財産権関連訴訟の増加、クロスライセンスを含めたライセンス活動の増加、特許流通等の技術取引が活発化するのに対応して、訴訟やライセンス交渉などの権利活用が重要な業務となっている。

また、権利取得に際しても、権利活用を意識したものが求められ、権利取得業務と権利活用業務との関係が緊密化している。

◆知的財産権戦略のグローバル化

国際的な大競争時代における研究開発・生産拠点の海外展開や、世界市場への製品供給など、企業の国際活動の活発化に伴い、知的財産権戦略についても、海外での知的財産権の取得、活用を前提とせざるを得ないような状況となってきつつある。

米国企業の中には、「ビジネスを特許によって守る」という意識の下、出願戦略において全世界をターゲットにしたポートフォリオ管理を行うなど、グローバルな知的財産権戦略を展開しているものもあり、２１世紀には、我が国の企業においても、大競争時代を勝ち抜いていくため、知的財産権戦略のグローバル化は不可欠と言わざるを得ない。

第２章　知的財産権分野での専門サービスに対する21世紀の顧客ニーズ

１．知的創造時代の弁理士像

◆知的財産権分野の専門サービス業

２１世紀は知的創造時代であり、技術マーケットがグローバル化する中で我が国が科学技術創造立国を実現するためには、「知的創造サイクル」の構築・強化により、産業界等において知的財産権を経営資源として活用することができ、研究開発型企業や創造的人材に選択されるような、知的創造に適した社会システムを構築する必要がある。

我が国における知的創造サイクルの構築・強化のためには、「創造」、「権利設定」、「権利活用」のすべての段階において、企業等の知的財産権戦略をサポートする専門サービスの重要性が高まる。その際、知的創造サイクルの各々の段階に係る企業等のニーズに対応した専門サービスの提供のみでなく、企業等の知的財産権戦略を総合的にサポートする専門サービスの提供も求められる。

弁理士は、我が国の知的財産権制度の黎明期より、工業所有権に関する専門家として、企業等の知的財産権活動を支援し、我が国の産業発展に多大な貢献をしてきた。

２１世紀の知的創造時代において、弁理士は、企業等の顧客ニーズに対応した知的財産権分野の専門サービスを提供する中心的な存在として、「知的創造サイクル」の構築の一翼を担い、企業等のグローバルな視野の下での戦略的事業展開を積極的に支援するために、その担うべき役割は飛躍的に増大するものと予想される。

また、知的創造活動を支える社会システムについても国際的に比較選択される時代においては、弁理士の提供し得るサービス機能についても国際競争の下で問われることになるものと予想される。既に、知的財産権戦略をグローバル化している企業等は、最適な知的財産権分野の専門サービスの提供者を国際的なマーケットの中から選択しており、我が国の弁理士は、米国のパテント・アトーニーなどの海外の専門家にも対抗できるような国際的な競争力を持つことが不可欠となっている。

２．企業等の知的財産権戦略全般への関与

◆知的創造サイクルへの一貫した関与

企業の知的財産権活動は、創造（製品開発や技術開発）の段階から権利設定、権利活用まで、知的創造サイクルの全般にわたっている。

弁理士はこれまで、権利取得を主に関与してきたが、今後は、発明創出段階から発明の発掘、発明のブラッシュアップ等に参画して、企業収益につながる権利取得に関与するとともに、権利活用の段階においても、発明創出や権利取得時に把握した技術的知見を活かして紛争解決等に関与するなど、知的創造サイクルの各段階に跨るサービスの提供に対する強い要請に応えていく必要があり、業務の継続性を重視した、知的創造サイクル全般への弁理士の一貫した関与が求められている。

◆ベンチャー・中小企業に対する支援

弁理士は、中小企業に対しては、権利取得のみに止まらず、知的財産権に関する総合コンサルタントとして、その知的財産権活動の全般を支援している。

また、ベンチャー企業の生命線である「独自技術」に関する発明については、研究開発の初期の段階から、弁理士が、経営者、開発責任者等に対して、最も効果的な法的保護を得るための権利化の方法、他企業との技術提携、ライセンス交渉等、取得した権利の最も有効な活用方法等について、指導・アドバイス等を行い、ベンチャー企業経営者と共にビジネスを展開している例が多く見られるようになった。

中小企業の実態に即した相談や問題解決のできる弁理士の増加が期待されている。

◆大学、公的研究機関に対する支援

大学や公的研究機関においては、総じて基本技術の研究開発が期待されているが、このような基本技術の開発成果について、我が国の大学等においては、これまで知的財産権に対する取組みが活発であったとは言えない。

今後は、研究者の「知的財産権」マインドを高め、大学等技術移転促進法等も活用して、研究成果を産業界に円滑に移転し、新技術開発、新事業創造等に貢献することが期待されている。

そのためには、大学や公的研究機関と産業界との間を橋渡しする技術移転機関（ＴＬＯ）などの仲介者の存在が不可欠であり、知的財産権の専門家である弁理士には、これらの活動に参加・支援することが求められている。

既に、弁理士の中には、特許流通アドバイザー等リエゾン（橋渡し役）として、権利化された技術の適切な評価、最適な移転先企業の選定、円滑な移転のためのアドバイス等を行っている者も出現し始めている。

３．知的財産権全般への対応

◆知的財産権全般への弁理士の関与が必要

今日、コンピュータソフトウェアは特許法と著作権法の両方で保護されるようになってきている。また、商標法で保護されていない著名表示等は不正競争防止法で保護されている。このように、知的財産権の保護は、時代とともに保護の枠組みを変化させている。

そのため、知的創造の内容によっては、特許・実用新案・意匠・商標のみならず、隣接領域も含んだ知的財産権全体を視野に入れて、適切な保護を考えることが必要となる場合もあり、弁理士には、知的財産権に関する専門家として、知的財産権全般を見通した広い視野から対処することが求められる。

現在においても、ノウハウや営業秘密、著作権などの、現行弁理士法に規定される弁理士の業務範囲を超えた知的財産権に関して、相談を受けたり、解決を求められたりした経験のある弁理士は全体の約３分の２にものぼっている。特に、営業秘密についての相談は約４３％、コンピュータプログラムについては約４０％などとなっており(図2-1)、企業等の弁理士に対するニーズは、知的財産権全般へと広がっている。

図2-1　弁理士の特許・実用新案・意匠・商標以外への関与経験

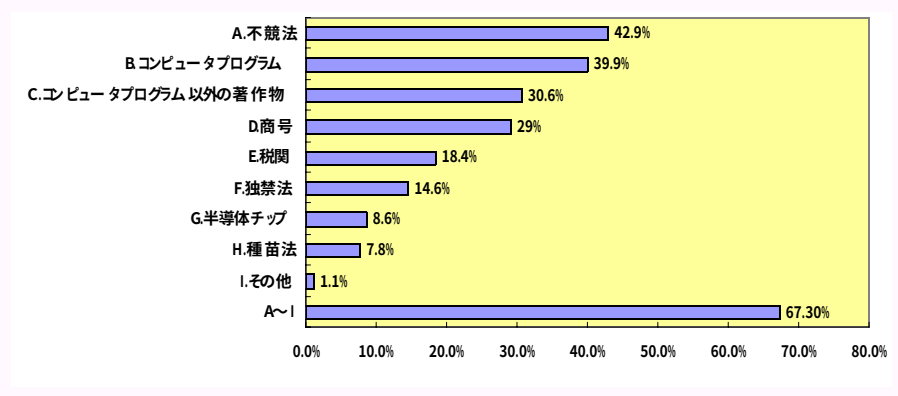

出典：弁理士業務の実態及び意識調査(弁理士会)

４．知的財産権活用分野への対応

◆知的財産権活用分野での専門サービスに対するニーズ

企業等が知的財産権に対して戦略的に取り組もうとするに当たり、弁理士には、特許庁に対する出願等の手続のみならず、今後は、ライセンス契約、紛争処理等を含めた知的財産権の活用を視野に入れて顧客ニーズに積極的に応えることが求めら

れている。

弁理士は、知的財産権の専門家として、鑑定や契約等の交渉代理（企業同士の権利関係の調整）、更には訴訟代理など、権利活用分野へも積極的に関与し、企業収益に貢献することが期待されている。

実施(使用)許諾、譲渡・譲受等の権利活用については、現状においても弁理士の約７割が、既に交渉依頼等に応じた経験を有しており(図2-2)、また、知的財産権に関する交渉・トラブル等が増加しつつある中で、弁理士の８割以上が、権利侵害について相談、鑑定等の依頼を受けた経験を有している(図2-3)。

図2-2　実施(使用)許諾、譲渡・譲受、共同開発等についての相談、契約への関与

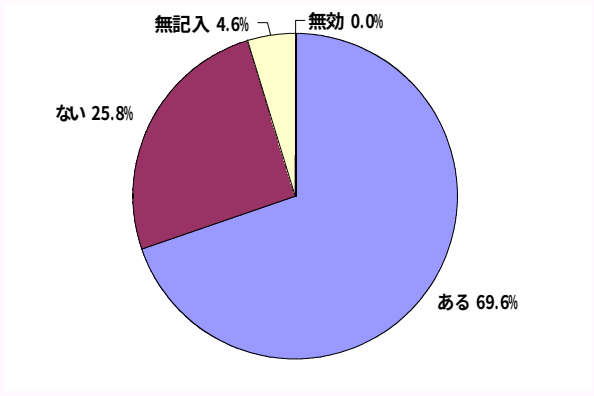

出典：弁理士業務の実態及び意識調査(弁理士会)

図2-3　権利侵害についての相談または依頼を受けた経験

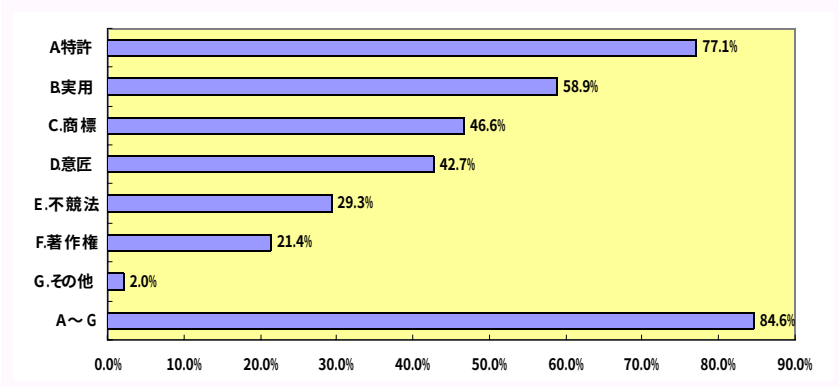

出典：弁理士業務の実態及び意識調査(弁理士会)

さらに、権利取得等を通じて把握した技術的知見、企業の方針等を踏まえて、代理先企業に代わって、相手方企業と交渉を行い、紛争の未然防止に尽力している弁理士も多数いる。中には、当事者たる企業の輔佐人として、侵害訴訟事件に関して裁判所で積極的に活動している例もある。

裁判外の紛争解決手段を充実させるために、平成１０年４月に、日本弁護士連合会と弁理士会が協力して「工業所有権仲裁センター」を設置したところであるが、この中で弁理士は、弁護士と協働して仲裁・調停人として活動している。

このように、現状において、既に多くの弁理士が、知的財産権活用分野における顧客ニーズに対応し、専門サービスを提供している。

しかしながら、契約、交渉等の権利活用について相手方の弁護士等から弁護士法違反等の指摘を受け、弁護士法・弁理士法の業際ともいうべき領域において、顧客がニーズに適った専門家を選択できないケースも生じている。

◆弁護士の専権業務について

弁護士法第７２条では「弁護士でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。但し、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。」と規定されていることから、弁理士の業務範囲を拡大することを考える際には、弁護士法第７２条の専権業務規定との関係を検討する必要がある。

弁理士の侵害訴訟への関与については、我が国の弁護士の中で技術に対する十分な理解を有するものが極く限られることに鑑み、出願から一貫して関与してきた弁理士に、侵害訴訟においても代理権を与えること、あるいは、弁護士と共同で代理をする場合に侵害訴訟代理を可能とすることが、知的財産権侵害訴訟を円滑に行うためには必要であるとする意見がある一方、弁理士に対しては、訴訟手続、紛争処理実務等に関する試験・研修が制度的に担保されていないこと、顧客の利益を擁護するための弁護士に求められている倫理規範が弁理士については明確でないこと、弁理士会は政府の監督下にあり、弁護士会に認められているような、自治についての制度的担保がないこと等を理由に、弁理士に侵害訴訟の代理人資格を認めることは問題があるとの意見もある。

訴訟以外の法律事務については、契約書作成、相談・指導などは、民法などの法律知識が必要であるが、こういった行為を弁護士法に基づき禁止しても実効的でなく、結局は顧客の選択の問題であろうという意見がある。

しかしながら、他方、弁護士の専権業務に関しては、「憲法に規定される基本的人権の擁護という重大な役割に応えるために、弁護士法には、専権業務規定が設けられている」、「司法の一翼を担う観点から、紛争解決能力等の業務遂行能力が求められ、それを司法試験および司法修習で担保している」、「弁護士には、依頼者本人の利益を最大限守るための強い独立性・自治性が与えられており、紛争に立ち入る

場合の立場を明確にするための弁護士倫理など、制度上の担保も設けられている」、これに対し、「現在の弁理士は、工業所有権に関する専門家として行政の一翼を担うものとして位置付けられており、その制度的な担保も大きく異なっている」等の指摘もある。

◆弁護士の専権業務範囲と弁理士の実態

弁理士の実態を見ると、不正競争防止法や著作権法等の知的財産権に関係して相談･アドバイスや契約書作成等の業務に関与したり、権利侵害等の紛争に対応して警告書作成･発送等の業務に関与するなど、既に弁護士の専権業務範囲に厳格な意味でははみ出している実態が多く見られる。

しかも、弁護士と弁理士とを比較した場合、「企業同士の知的財産に関する権利関係を評価し調整する領域においては、膨大な特許文献、技術の内容理解が背景に必要とされ、論点を集約する段階から弁護士が関わることは困難である」等、弁理士の能力を評価するケースもある。

◆今後の検討の視点

知的財産権に関するサービスにあっては、知的創造サイクルに一貫して関与することが期待されるため、米国のパテント･アトーニーの制度に対する企業の評価は高い。我が国でも、弁護士と弁理士の業際領域における顧客ニーズに柔軟に対応できる仕組みを創ることが重要である。

今後は、弁理士が権利活用も含めた知的創造サイクル全般に関与することが、企業等の顧客から期待されていることを踏まえ、例えば、警告書作成・発送、交渉、契約、外国法関連法律事務（外国工業所有権法に関する鑑定・相談等）など既に弁理士によって多くの部分が担われている権利活用業務についての法的な手当の必要性について検討していくことが必要である。また、侵害訴訟代理については、今までの弁理士制度や弁護士制度の枠に囚われることなく、２１世紀を視野に入れて、我が国における知的財産権訴訟を顧客ニーズに沿って適切な利用が図れるものとするためにはどうするべきかとの観点から、どのような条件、環境が整えば実態に即した対応が可能となるかについて明らかにし、司法制度改革の動きとも連携をとりながら、今後さらに検討することが必要である。

５．知的財産権戦略のグローバル化への対応

今日、１つの特許が、特許協力条約（ＰＣＴ）の枠組み等を活用して、日本のみ

ならず、欧米・アジア等の各国に出願される状況になっている。また、世界の特許出願件数は、国内より国外への出願が急激に増加する傾向にある。特に、欧米においては、国内出願より外国出願を重視している。このような中で、我が国の企業の約９割が何らかの形で外国出願において弁理士を活用しており、約６割は、外国出願の全部を弁理士に依頼している（図2-4）。

図2-4　外国出願における企業の国内弁理士事務所へ依頼割合

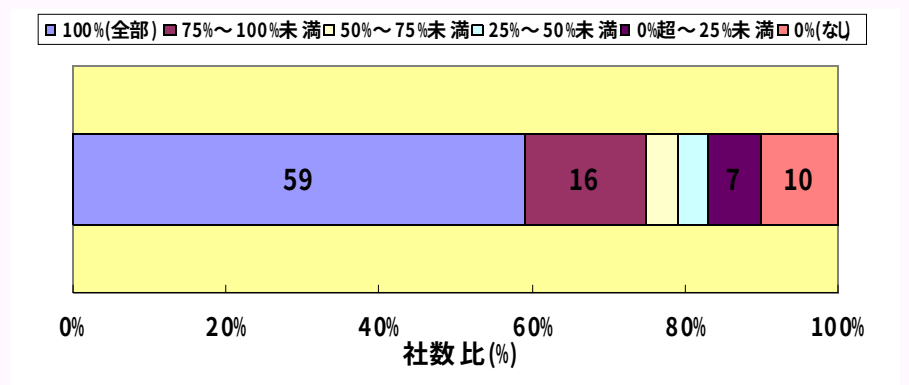

出典：日本知的財産協会資料

既に多数の弁理士は、顧客企業等のニーズに応え、外国向け出願書類を作成するだけでなく、外国の専門家との提携の下に、外国での権利の取得・活用に積極的に関与している。また、諸外国の知的財産権に関する制度・運用の改正、条約への加入、各国特許庁のコンピュータ化等の体制整備の動向等、最新情報を迅速に入手し、顧客に情報提供・指導・アドバイス等を行っている。

国際的な大競争時代の中で、国内外の権利は一連のものとして認識されており、今後、我が国企業の知的財産権戦略も、ますますグローバル化が進み、世界に通用する知的財産権の取得及び活用を前提とするものとならざるを得ない。このような状況の中で、弁理士は、知的財産権戦略のグローバル化を視野に入れて顧客ニーズに応えていかなければならない。

また、弁理士自体においても、その提供しうるサービス機能が国際競争の下で問われることとなる。企業等は世界的なマーケットの中で最適な知的財産権分野の専門家を求めており、その提供するサービスの質に期待している。今後は、我が国の弁理士においても、米国のパテント･アトーニー等の海外の専門家に対抗できるだけの国際的な競争力を持った専門サービスの提供が求められる。

６．企業のダイナミックな構造変革に対する柔軟な対応

国際的な大競争時代においては、機動的な企業経営を押し進めるために企業形態はダイナミックに変貌して行くことが予想される。例えば、持株会社制度や連結納税制度等の新しい社会システムの導入により、企業おける分社化が進むことが予想され、これに伴い、これまでの企業の知的財産管理機能をまとめて切り出すなどして、独立性・専門性を高めると共に、企業の重要な資産としての知的財産について積極的な権利形成及びその運用を目指す等、知的財産管理のあり方も大きく変化していくものと予想される。今後はこのような変化に柔軟に対応し、知的創造サイクルの要となる企業の活動を維持・強化できるよう、顧客ニーズに応えることが必要となる。

そのためには、弁理士が今後関与すべきと期待されている業務については勿論のこと、現在、弁理士が専権として行っている特許庁への手続代理等の業務や企業に勤務する弁理士の代理権の範囲についても、企業のダイナミックな構造変革に対応する観点から、柔軟な対応を可能とするものへと見直しを進めていく必要がある。

第３章　２１世紀の弁理士に求められる資質

１．知的財産権分野の専門家としての弁理士の現状

弁理士が従来より業務としてきた工業所有権法に関する書類作成や手続代理等の業務に対しては、顧客である企業等は概ね満足をしているが、技術の高度化・複雑化に伴い、弁理士が顧客ニーズに十分対応できていない状況も発生しており、例えば、特許庁での面接審査などでは、弁理士が出頭せず、技術内容をより熟知している等の理由から、企業の知的財産部門の担当者が対応するケースも見られる。

また、権利活用関連業務や知的財産権全般をにらんだ業務など、弁理士に期待される業務が拡大し、高度化・多様化していく中で、弁理士が顧客ニーズに応じたサービスを提供できるよう、弁理士のより一層の資質の向上が期待されている。

２．技術と法律の両面に渡る総合力に対する要請

知的財産権分野の専門家としての弁理士が、企業等の知的財産権戦略に対応し、戦略的な知的財産権の取得・活用に積極的に貢献していくためには、企業の経営戦略、研究開発戦略、国際戦略等を踏まえながら、高度化・多様化する顧客ニーズに即したサービスを提供することが必要である。

そのため、弁理士には、技術と法律にわたる専門家としての識見等を活かして、適切なサービスを提供できるような総合力が求められている。

具体的には、創造的・革新的技術にも対応できる技術理解力、技術開発の動向、産業分野の展開の方向等を見極め、広くて強い権利の取得を可能とする実務能力、知的財産権の価値を洞察する能力、適切な権利活用を実現し得る法的判断能力及び紛争対応能力、企業の経営戦略のグローバル化に対応して必要な支援を行うための国際的な視野の広さ等を備えていることが必要である。

３．創造的・革新的技術にも対応できる技術理解力

◆弁理士には基礎的技術理解力が不可欠

２１世紀においては、従来の改良型の技術開発から、より創造的・革新的な技術開発を推進することが求められているが、これらの技術開発の成果を知的財産権として適切に権利化するために、弁理士には、今まで以上の技術理解力の向上が求められる。

現状においても、顧客である企業の約９割は、弁理士に対して技術理解力が必要

であると感じており、現在の弁理士の技術理解力に対しての満足度は、約６５％程度となっている。(図3-1)。

図3-1　弁理士の技術理解力の必要性及び満足度

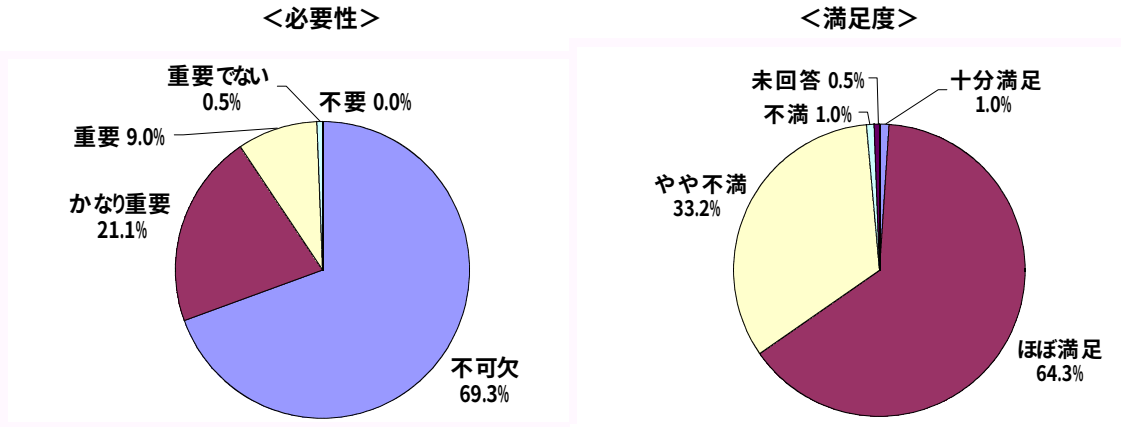

出典：知的財産に関する企業動向調査（特許庁）

創造的・革新的技術開発における高度な研究成果を理解するには、専門知識が必要であるが、例えば、バイオテクノロジーとコンピューターソフトの両方に精通するというようなことを一人の弁理士に要求することは現実的に不可能であり、また、先端的技術知識は技術の進歩により急速に陳腐化するものである。

したがって、弁理士に求められる技術理解力は、まず基礎的な技術理解力である。具体的には、技術をいかに集約整理するかが要求され、技術の本質を理解する能力・素養が必要である。

弁理士は、このような基礎的技術理解力をベースに、研修や自己研鑽により、より高度な専門的技術知識を身につけ、創造的・革新的技術に対応していくことが求められる。

４．広くて強い権利の取得を可能とする実務能力

企業等が知的財産権戦略を進めていく上で不可欠なことは、研究成果を適切に保護する知的財産権を取得することである。そのため、弁理士に対しては、訴訟等をも視野に入れた多様な権利活用の場面に十分に耐え得るような、権利書として機能し得る出願明細書等を作成する実務能力が求められる。特許等の明細書には、単に発明をそのまま記載するのでは不十分であり、先行技術や周辺技術等も考慮し、技術開発の動向や産業分野の展開の方向等も見極め、「発明を発明する」洞察力、ある

いは「発明を経営資源や武器として活用できる知的財産権に昇華させる能力」とも言えるような能力が重要である。しかも今後は、これらの事務処理を迅速にこなすことのできる能力の一層の向上が必要である。企業の約９割弱が、弁理士に必要な能力として出願書類作成能力を求めているのもこのためである(図3-2)。

図3-2　弁理士の出願書類作成能力の必要性及び満足度

＜必要性＞　　＜満足度＞

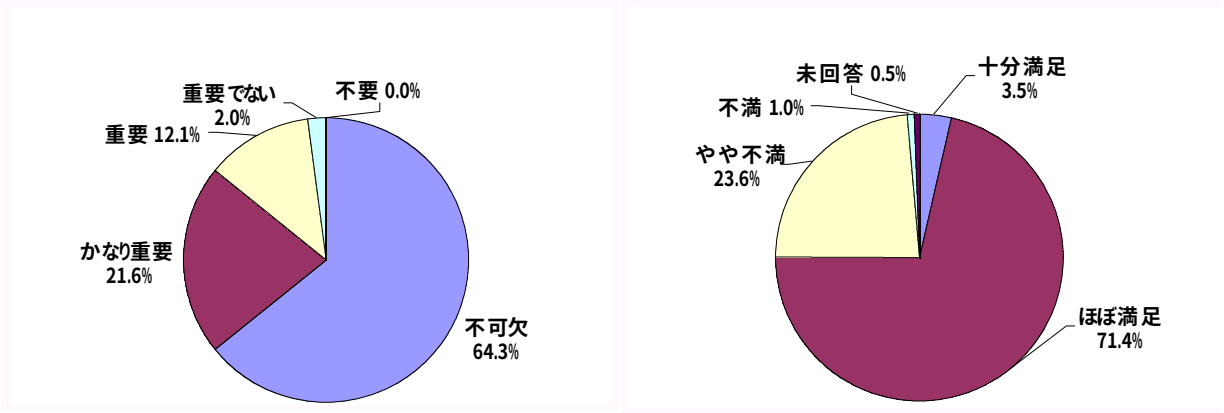

出典：知的財産に関する企業動向調査（特許庁）

５．知的財産権の価値の評価能力

弁理士が、知的財産権の取得・活用を通じて企業等の経営に貢献していくためには、知的財産権の分野においても、費用対効果を考えて活動する必要がある。そのためには、弁理士も、取り扱う知的財産権について正確な価値評価を行い、適切な判断、対応をとれるようにならなければならない。

６．知的財産権全般への対応能力

◆知的財産権全般への知識・活用能力が必要

知的財産権全般に対応していく上で必要な能力は、単に、不正競争防止法や著作権法等のような、特許・実用新案・意匠・商標以外の法律に関する知識を習得するだけでは不十分である。重要なのは、発明等の研究開発成果を、顧客のニーズに応じて、特許権で保護すべきか、著作権や不正競争防止法等で保護すべきかという適切な判断能力とその手続能力であり、例えば、コンピュータソフトについても、基本的なコンセプトは特許権で、デッドコピーに対しては著作権で、ソフト制作のノ

ウハウ等は不正競争防止法というように、権利保護の対象に対し適切な保護形態を選択・判断し、権利取得または権利活用できる能力である。

そのためには、特許・実用新案・意匠・商標だけでなく周辺法を含めた知的財産権全体に対する総合的な知見やその活用能力が必要となる。

７．適切な権利活用を実現する法的判断能力及び紛争対応能力

企業等の知的財産権戦略に弁理士が対応するためには、知的財産権の取得のみならず、その戦略的活用にも対応することが必要である。特に、知的財産権紛争が増加傾向にある中では、弁理士にも紛争処理に対応できる能力が求められている。

権利活用への対応においては、知的財産権のライセンス契約や交渉などに際して、民法などに関する法律知識が必要であり、適切な権利行使を支援するためには特許権等の鑑定能力の向上も求められる。さらに、権利侵害に対する警告書作成や訴訟に際しては、民事訴訟手続についての知見を含めた幅広い法的判断能力や紛争対応能力が不可欠である。

弁理士が紛争処理に関与している実例としては、既に、審決取消訴訟における代理人や、侵害訴訟における輔佐人があり、平成10年４月に開設された「工業所有権仲裁センター」のように弁理士が仲裁・調停業務に関与する例もある。

現在、約３割の企業において、弁理士に対し工業所有権に関する紛争対応能力が必要であると考えているが、この割合は知的財産権紛争の増加に伴い、ますます増加するものと予想される。また、弁理士の工業所有権紛争処理能力に対する企業の評価は、約４割強が現状の能力にほぼ満足しており、弁理士が自己研鑽等により紛争対応能力等を高め顧客ニーズに対応しようとしている実態が窺われる(図3-3)。

図3-3　弁理士の工業所有権紛争処理能力の必要性及び満足度

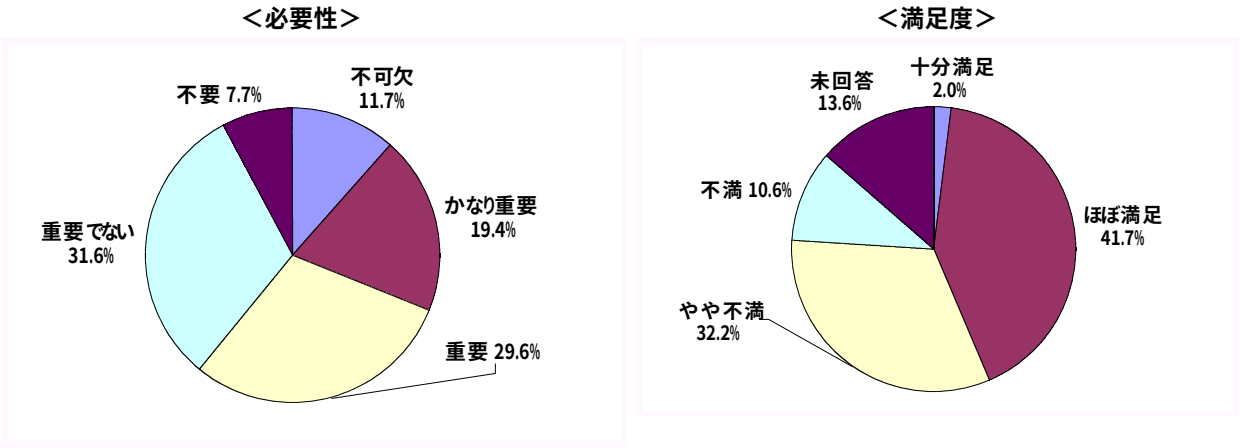

出典：知的財産に関する企業動向調査（特許庁）

８．知的財産権戦略のグローバル化への対応能力

国内出願と外国出願とは一連のものであり、今後外国出願が増加することが予想される中で、現在、約５割弱の企業において、弁理士の実務能力として、外国出願手続能力が必要と考えている(図3-4)。

適正な外国出願手続のための実務能力として求められるものとしては、明細書等の出願書類の翻訳や外国の特許庁等とのコミュニケーションに必要な語学力、外国の法制に対する知識やその活用能力等が挙げられる。

企業の弁理士に対する評価を見ると、約６５％の企業は弁理士の外国出願手続能力に満足しており(図3-4)、弁理士が外国での権利取得にも積極的に対応している実態が理解できる。

図3-4　弁理士の外国出願手続能力の必要性及び満足度

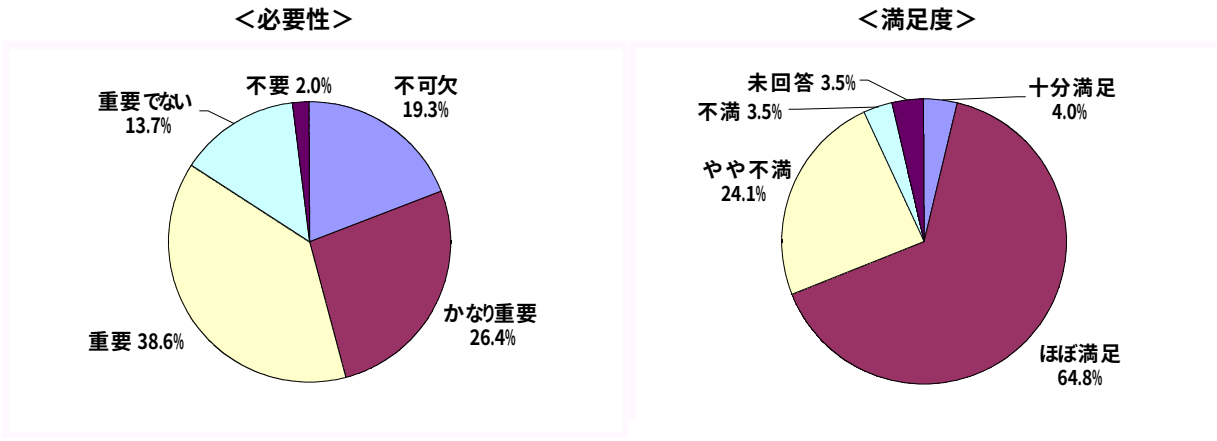

出典：知的財産に関する企業動向調査（特許庁）

今後は、企業等のグローバルな知的財産権戦略に対応して必要な支援を行うために、弁理士には、世界に通用する特許権の取得のみならず、海外とのライセンス契約や紛争処理など、取得した特許権等の権利活用にも対応することが求められる。このため、今までの外国出願手続能力の維持・向上に加え、さらに外国の諸制度に精通した権利活用能力の蓄積が期待される。

我が国の弁理士においても、企業等の知的財産権戦略のグローバル化に伴い、知的財産権に関する専門サービスの調達も国際的な視野の下に行われるようになることが想定されることから、欧米の弁理士（パテントアトーニー）にも対抗できる国際的な競争力を持つサービスの提供を行うことが必要となる。

第４章　弁理士に求められる資質の確保・養成

１．弁理士試験の現状と改善の方向性について

◆現在の試験制度は知識偏重

現在の弁理士試験制度については、特許庁に対する工業所有権に関する出願等の手続の代理のみを想定した知識偏重型であるとの批判がある。合格率が約３％と少ないことも原因し、受験者はかなりの受験勉強を行わねばならないが、合格者は、工業所有権法や条約の知識には精通しているが、実務能力が伴っていないという弊害も指摘されている。このままでは、２１世紀の弁理士に必要とされる資質や能力を担保する制度としては不適当である。また、現在の弁理士に対する研修についても、弁理士会が開催する任意参加の研修のみであり、実務能力の養成には十分とはいえないとの指摘がある。

◆試験制度等の改革の方向性

２１世紀における弁理士に求められる基本的資質を備えた人材を確保・養成するためには、弁理士試験及び研修を含む資格付与及び資格登録体制の抜本的見直しが必要である。その際、企業の知的財産部門の社員や弁理士事務所の事務所員等の知的財産権分野の第一線で働いている実務能力のある技術スタッフが資格を取得し易い制度に改善していくことが求められる。

具体的には、試験問題の内容を再検討することは勿論、選択式／論文／口述の各試験間での段階的合格制度や受験科目単位の合格制度の採用などのように、受験者の負荷を軽減することが提案されている。

欧米の弁理士制度においては合格率が約３０％程度であることから、我が国においても、試験の合格者数を増やし、その後の弁理士間の適正な競争と自己研鑽を促し、顧客がより能力ある人を選別していくという市場原理を導入することも提案されている。

他方では、弁理士自体が国際競争にさらされていることから、我が国の弁理士に求める資質のレベルも、欧米と比較して遜色のないもとする必要があるとの指摘や、弁理士試験に受かり易くすれば、粗製濫造は免れず、顧客ニーズに応えるためには、「弁理士補（仮称）」資格のような制度を新設することが、弁理士の質を維持・向上する上で望ましいという意見もある。

また、あわせて研修制度の充実も重要であるとの意見も多い。

２．技術理解力について

◆技術系大学卒業資格を弁理士試験の受験資格要件とすることについて

弁理士が、技術開発の成果を知的財産権として適切に権利化するためには、基礎的な技術理解力が必要である。このため、欧米のように技術系大学卒業を弁理士試験の受験資格とすることが適当であるとの提案がある。

これに対し、弁理士の資格取得の入口で技術系大学卒業資格を要求することは、弁理士への門戸を狭めすぎるという意見や、むしろ重要なのは、技術に親しむ素質であり、技術系大学でも多種多様な専門分野があり技術の専門レベルにもばらつきがあることから、技術系大学卒業者である必要はないとの意見もある。

◆弁理士試験における技術系科目の必須科目化について

現在の弁理士試験においては、技術系科目は論文試験の選択科目として位置付けられているが、２１世紀の弁理士に求められる能力は技術と法律の両面に渡る総合力であると指摘されており、しかも今後は弁理士として最低限必要な能力として、基礎的技術理解力が求められていることから、試験においても技術系科目を必須科目とし、技術理解力を評価するべきとの意見がある。ただし、現在の技術系試験科目は、３１科目と細分化しすぎており基礎的技術理解力を測る上で適切でなく、むしろ、科学技術の基礎的な学問である「物理」などに限定すべきであるとの提案もある。

他方、技術系科目を必須科目とすると、従来、法律関係の試験科目のみで合格してきた人を排除することにもなるとして、技術系科目を必須とすることに消極的な意見もある。

◆高度専門的な技術知識に関する研修について

創造的・革新的な技術開発に関わる企業等のニーズに応えていくには、高度専門的な技術に関する最新知識の習得、産業動向・技術動向の把握が必要となる。このような専門的技術知識等は、最新知識であっても急速に陳腐化することから、弁理士試験で考査するより、弁理士資格を得た後に、弁理士が自己研鑽により身につけて行くべきものであると考える。

弁理士会においても、弁理士の資質の維持・向上を図るために、企業・大学・研究機関等との技術情報交流や技術研修の機会を設けることが必要である。

◆特許弁理士と商標弁理士の分離について

我が国の弁理士は、特許、実用新案、意匠及び商標を、資格の区別無く取り扱う

ことが可能となっている。しかしながら、イギリス、フランスでは、技術知識を必要とする特許弁理士と、技術知識を必要としない商標弁理士とに区分されており、また、米国でも、技術知識を必要とする特許弁理士(Patent Agent)は商標を取り扱えないこととなっている。

我が国においても、資格者の資質と業務内容とをより一致させ、顧客に信頼のもてるサービスを提供するために、特許弁理士と商標弁理士とに弁理士資格を区分するべきとの考えがある。

これに対し、顧客のニーズに対応するためには、知的財産権全般への対応がむしろ必要とされている中で、商標あるいは特許のみに業務範囲を限定するのは問題があり、たとえ法文系大学出身者の弁理士であっても、技術系大学等の夜学に通い技術知識を習得している例や、技術系大学出身者の弁理士が法文系大学等の夜学に通って法律一般に精通する例もあるなど、弁理士の自己研鑽で顧客のニーズに応えようとしている実態があることから、特許弁理士と商標弁理士との区分は不適当であるという意見がある。

３．実務能力について

◆実務能力を評価する資格制度

今後の弁理士には、技術開発の動向、産業分野の展開の方向等を見極め、広くて強い権利の取得を可能とする実務能力が求められている。しかしながら、現在の試験制度では、実務能力を直接考査することは行われておらず、弁理士資格は有するものの、広くて強い権利取得に不可欠である戦略的な出願明細書等が作成できない、あるいは、知的財産権関連の実務能力において高い評価を受けている者が、弁理士試験に合格しないという状況が発生している。

弁理士の実務能力を担保する方法としては、大きく次の３つの方法が考えられる。

ⅰ)明細書作成等の実務試験を課す。

ⅱ)弁理士事務所や企業の知的財産部門の実務経験を求める。

ⅲ)実務研修を必須とし、実務能力を担保する。

◆実務試験を課すことについて

欧州の弁理士制度においては、出願書類・意見書・異議書類等の作成のような実務試験を、試験科目に課しているものが多い。

他方、米国においては、以前は明細書作成を試験として課していたが、論文の採点作業が煩雑である等の理由から全て択一式試験とし、実務試験は97年より廃止さ

れている。

我が国の弁理士試験は論文試験を必須科目としていることから、必ずしも米国の理由は該当しないが、実務試験を課すべきか否かについては、さらに検討することが必要である。

◆実務経験を求めることについて

弁理士の実務能力を担保する手段として、弁理士事務所や企業の知的財産部門での実務経験を、弁理士試験の受験資格要件、あるいは弁理士登録要件とすべきとの意見がある。

欧州では、３年程度の実務経験を受験資格要件とする例が見られるが、現在の日本社会の状況では、試験を受けるためだけに、弁理士事務所や企業の知的財産部門等に勤務することを課すのは、不合格時のリスクが大きく、また、学生などの受験者に対する門戸を狭めすぎるとの考えから、実務経験を受験資格要件とすることは問題であると指摘されている。

他方、実務経験を弁理士登録要件とする場合、弁理士事務所や企業の知的財産部門における実務経験を要件とするのではなく、司法修習のような実務研修を課し、研修終了を登録要件とすべきとの考えもある。

◆研修で実務能力を担保することについて

実務能力を試験で見ることは、試験問題の作成、採点基準、能力の合否判定等で困難を伴うため、むしろＯＪＴに近い実務研修を必須として課すことにより、実務能力を担保するようにした方が、現実的かつ効果的であるという意見がある。

４．知的財産権全般への対応能力について

◆知的財産権全般への広がりについて

弁理士に期待される業務範囲が知的財産権全般へと広がるに伴い、特許・実用新案・意匠・商標のみならず、その周辺法に関する知見も弁理士に求められている。

この周辺法としては、主なものとして、不正競争防止法、著作権法、半導体集積回路の回路配置に関する法律、そして種苗法などがあげられるが、その他に商標と密接に関連する商号も取り扱うとなると、商法も含まれることとなる。

◆知的財産権全般への対応能力の確保・養成

弁理士が知的財産権全般を視野に入れて業務を遂行することが求められているこ

とに関しては、周辺法に関する知見についても試験科目で考査すべき、あるいは、研修の強化で対応すべき、また、工業所有権についての専門家である弁理士なら周辺法は自ら勉強すれば十分対応が可能であり、ＯＪＴ等の自己研鑽で対応するべきとする多様な考え方がある。

今後、知的財産権全般への対応能力の確保・養成について検討するに際しては、特に、弁理士に求められている能力は、単に知的財産権全般の法律知識であるというより、知的財産権全般を視野に入れて、顧客ニーズに対応して権利保護の対象をより適切な形態で保護する判断能力やその手続能力であること、また、弁理士の業務範囲の中心は主として特許・実用新案・意匠・商標であること等を考慮し、適切な方法を考えていくことが必要である。

５．権利活用対応能力について

◆現行の試験･研修制度では十分な能力の担保が困難

現行の弁理士試験･研修制度では、民法や民事訴訟法が試験の選択科目となっているのみであり、研修も任意参加であることから、ライセンス契約、紛争処理等を含めた権利活用に対応する能力の確保・養成が不十分であると指摘されている。特に、侵害訴訟の代理人資格を弁理士に認めるには、訴訟手続や紛争処理実務等に関する知見が求められ、現在の弁理士試験・研修制度では不十分であるとの指摘がある。

しかしながら、現在の弁理士においても審決取消訴訟の代理人資格が認められており、警告書作成を行っている弁理士もいることから、権利活用に必要な知見についても自己研鑽で獲得することが可能であるとの意見もある。

◆権利活用対応能力のための試験･研修について

現在、工業所有権侵害訴訟代理は、弁護士の専権業務となっているが、顧客ニーズである権利取得から権利活用までの一貫関与などに対応するためには、弁理士にも侵害訴訟代理を単独で、あるいは、弁護士との共同の場合に限り認めるべきとの意見があり、そのためには、民法や民事訴訟法を弁理士試験の必須科目に加え、かつ、研修制度を強化して対応すべきとの考えがある。

これに対して、民法や民事訴訟法を必須科目とし、研修を強化したとしても、現行の弁護士に求められる司法試験や司法修習の内容と比較して不十分であること、また、このような試験では技術に強い人が試験に合格せず、準法律家を養成することになり、弁理士本来の特色が失われるなどの理由から、反対する意見もある。

侵害訴訟代理は、法律業務のなかでも高度な専門知識が必要な分野に属するもの

であることに鑑み、従来型の弁理士に加え、「侵害訴訟代理」もできる弁理士資格を、別の試験・研修を課して認めるべきという提案もある。

６．研修体制について

◆弁理士の能力向上への研修の活用

弁理士に対する研修は、現在は任意参加であるが、今後は、弁理士に求められる高度化・多様化する顧客ニーズに応えられる能力の確保・養成の観点から、研修を制度化（義務化）すべきとの意見がある。

特に、研修においてサポートすることが求められている能力に、広くて強い権利取得を可能とする実務能力、知的財産権全般を視野に入れた適切な保護を実現する能力、適切な権利活用を実現し得る法的判断能力および紛争対応能力等がある。

弁理士がこれらの能力を有することは、企業等の顧客が知的財産権分野における適切な専門サービスを享受でき、我が国における知的創造サイクルの形成に貢献することから、このような弁理士の確保・養成には国家的取り組みが求められるとして、研修は、公的機関または公的機関からの委託で実施し、研修予算についても特許特別会計等の国の予算を活用すべきとの意見がある。

研修の内容については、知的財産権全般や権利活用に関する研修は勿論のこと、特許庁の審査官･審判官との合同研修や弁理士事務所等における実務研修など、多様な内容が考えられている。

なお、弁理士事務所や企業の知的財産部門における実務経験を有する者には研修等の免除･軽減を行い、より利用し易い研修制度とするべきとの指摘がある。

７．自己研鑽について

２１世紀における高度化、多様化する顧客ニーズのすべてに一人の弁理士が応えることは、実際上不可能と言わざるを得ない。その意味で、一人の弁理士が提供するサービスは、その内容が専門性等を活かしたものに分化していくものと予想される。

これに対して、試験・研修は、弁理士に求められる資質のうち共通する基礎的な部分だけを保証しようとするものであり、例えば、高度専門的な技術に関する最新知識の習得、産業動向、技術動向等の把握等については、研修だけでなく、その後の自己研鑽により獲得して行くべきものと考えられる。また、顧客が知的財産権を取得・活用したいと考える国も様々であり、したがって、語学力も、顧客のニーズ

に対応して自ら向上させていくべきものである。

８．資格の特例について

現在、弁理士資格の特例として、弁護士資格者および「特許庁において７年以上、審判官または審査官として、審判または審査に従事した者」があげられている。弁護士や審判官・審査官に対する特例は、弁理士制度が創設された明治３２年より設けられている。

これは、弁護士が法令や法律事務に精通した専門家であることから、弁理士業務についても対応する能力を有していると認められているためであり、また、審判官・審査官においては、永年その職にあって工業所有権については、法規は勿論、専門の技術や実務についても習熟しており、弁理士として業務を行うに相当の能力を備えているものと考えられているためである。

弁理士の業務内容の高度化・多様化や弁理士の業務範囲の変化等に対応して、弁理士に求められる資質も従来とは異なったものとなっており、これらの特例要件についても、必要に応じて検討していく必要がある。その際、特例による資格付与について、公平性、透明性の観点からの検証が必要であるとの指摘があることにも留意すべきである。

９．資格制度の意義

(1)資格制度の必要性

現在、政府の進める規制緩和においては、資格制度のあり方も問われており、今般の弁理士制度の見直しに際してもそのことを考慮して、資格制度の必要性及びその形態を検討することが必要である。

(2)能力を測る指標（質的保証）としての資格制度

◆情報コスト低減のための質的保証の必要性

資格制度には、資格者の提供するサービスの質を担保するという質的保証機能がある。質的保証機能の本来の役割は、サービスの質についての利用者の情報コストの低下である。そのため、サービスを享受する需要者の成長と共に、この質的保証機能の必要性も見直しが必要となる。

◆弁理士制度が提供する質的保証とは

知的財産権に関する専門サービスの提供には、創造・権利設定・権利活用という知的創造サイクルの各過程において、技術的な評価に加えて、的確な法律的判断という高度専門的な能力が必要である。また、不適切な対応による損失は、個人・企業の損失に止まらず、社会全体の創造的活力を沈滞させる要因にもなり得る。しかも、技術的能力や法律的能力など弁理士業務を処理する能力を、各人がどの程度持っているかは、一般に判断することが難しい。

したがって、知的財産権に関する専門サービスを提供する専門家としての弁理士には、質的保証が必要である。このことは、企業の約７割において弁理士を選択する判断基準は質が第一であるとしていることからも窺える(図4-1)。また、企業等の顧客からは、質がある一定レベル以上の弁理士が、多数欲しいというニーズもある。

図4-1　企業の弁理士事務所の選択理由

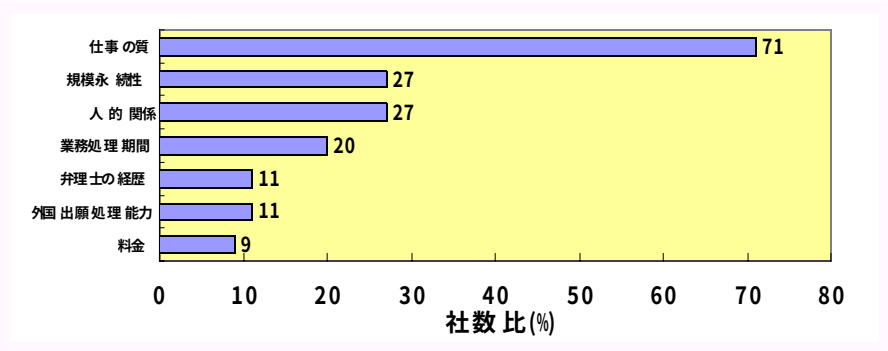

出典：日本知的財産協会資料

(3)顧客(クライアント)の自己責任とするか国が質的保証をするか

弁理士を選ぶか、無資格者に代理等を依頼するかは、その結果が依頼者に帰属する以上、顧客の自己責任とすべきとする考え方がある。

これに対し、弁理士業務に対する能力を無資格者がどれほど有しているか、容易に判断できないため、顧客が事務を依頼すべき人を容易に選択できないこと、及び、能力のない者による手続等の氾濫により、実効性のない権利が溢れ、知的財産権制度自体の存在意義が脅かされることなどから、現在の我が国の社会状況では、自己責任原則のもと全面的に市場原理に任せることは適切でないとする意見がある。

(4)無資格者との関係

企業の知的財産部門においては、弁理士資格を持っていない技術スタッフが明細書のフレームを作り、手続面を弁理士がサポートしているという例がある。また、弁理士事務所においては、補助技術スタッフの中に、経験を積み、出願等の書類作

成や特許庁への手続対応等、特定の業務について弁理士業務に近い仕事をしているものもいる。

このように、我が国では弁理士と技術スタッフが協力して、知的財産権制度を支えているのが実態である。これに対し、欧米においては、企業内でも事務所内でも、無資格者が手続を行うケースはないと言われている。

弁理士制度においては、企業の知的財産部門の社員や弁理士事務所の事務所員のような技術スタッフの役割も考慮して、資格制度の意義を考えていく必要がある。

10．弁理士資格者の規模の拡大

◆資格制度に伴う需給調整機能

資格制度には質的保証という側面があるが、資格試験に合格した者に資格を付与する場合においては、資格者数の需給調整が行われる危険性が指摘されている。

弁理士試験については、現在の合格率の約３％程度は著しく低く、試験自体も知識偏重である等の指摘もあり、一般に、試験による需給調整を行っているとの指摘もある。

◆弁理士資格者に対する社会的ニーズの拡大

２１世紀においては、知的財産権全般へ、権利取得から権利活用へ、国際的展開を視野に入れたものへと、企業等の知的財産権に関する戦略的な取り組みが展開していくことに伴い、弁理士が提供すべきサービスの範囲も大幅に拡大し、顧客ニーズも高度化・多様化するものと予想される。

また、知的財産権の重要性に対する認識の浸透に伴い、顧客も企業のみならず研究機関や大学、自治体、個人などに広がるものと予想され、さらに、国際的な競争環境の中で、知的財産権に関する専門家を多く擁する欧米企業相手に充分な競争力を有するために、変貌を迫られる企業の中にあっては社内スペシャリストとしての弁理士資格者に対するニーズも拡大の方向にある。

現在、我が国では約4,000人強の弁理士が存在するが、産業界においては「日本の弁理士の数が足りない」、「現在の人数では、企業が自由に資格者を選択できない」、「社内スペシャリストとしての弁理士資格者が不足」など、弁理士の不足感を強く抱いている。

◆弁理士資格者の規模の拡大

今後、このような弁理士に対する社会的ニーズに対応するには、弁理士として能

力ある人材を十分確保し、健全な競争が行われるようにすることが必要である。そのためには、弁理士資格者の規模を拡大し、弁理士の専門分野、経歴等に関する情報が十分に開示される環境の下で、弁理士相互間の切磋琢磨を促し、専門性を活かした高度なサービスの提供がなされるようにすることが必要である。

弁理士資格者の規模の拡大については、必要な資質を有する弁理士を確保・養成するための体制の整備を図りながら、すみやかに対応していくことが必要である。

11．弁理士の専権業務の範囲について

◆専権業務規定の見直し

特許庁に対する出願等の手続の代理については、出願書類の不備や手続のミス等の不適切な対応により、工業所有権が取得できないなど、依頼者に不測の損害を与えたり、実効性のない権利が氾濫することにより、工業所有権制度自体の存在意義が脅かされるなど、利用者保護や制度維持の観点から、弁理士業務に専権業務(業務独占)規定が設けられている。しかしながら、専権業務については、規制緩和の観点から、資格制度全般に関する議論として、廃止すべきとの意見もある。

企業の知的財産部門の担当者は、主に自社の知的財産のために、発明等の創造への支援、情報提供、技術調査、権利取得･活用等の業務を行っているが、出願等についての社員代理は認められていない。

このため、特許庁での面接審査においては、実質的な対応者は、約６割が企業の知的財産部門の担当者であるにも拘わらず(図4-2)、企業の担当者が弁理士を伴わずに面接審査などに対応しようとする場合、弁理士の専権業務規定との関係で問題だと指摘されるケースも発生している。

図4-2　面接審査における実質的な対応者

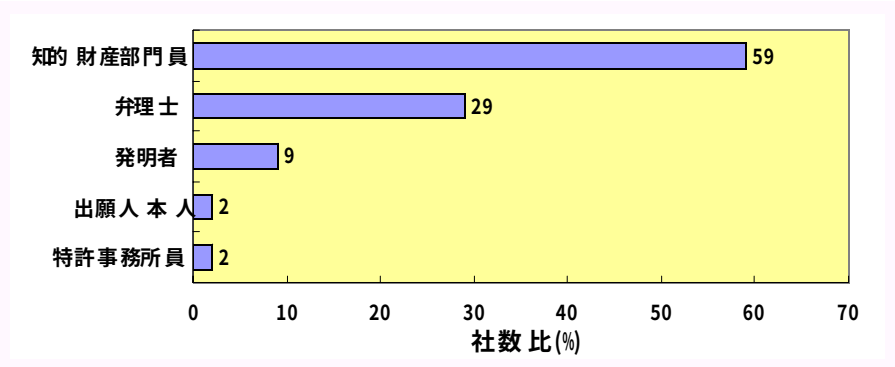

出典：日本知的財産協会資料

今後は、持株会社制度や連結納税制度等の新しい社会システムの導入により、企業における分社化が進むことが予想される。これにより、関連企業の知的財産権活動を一括して行う専門会社の設立が近い将来多数発生することが予想されるなど、企業の知的財産部のあり方も大きく変わる可能性がある。

弁理士の専権業務については、このような企業の知的財産部門の実情を踏まえるとともに、次のような動きにも留意して、検討を行う必要がある。

・現在、政府の行政改革推進本部では資格制度における業務独占を検討課題としており、今後は資格制度全体の垣根を低くする方向で議論が進められていること。
・弁理士制度においては、イギリスで弁理士の専権業務規定を撤廃した例があり、また、欧州特許庁やドイツでは、自社の代理に限り社員代理を可能としていること。

第５章　弁理士事務所の経営体制の革新

１．２１世紀の顧客ニーズ、グローバル化に対応できる弁理士事務所の経営体制

弁理士が、知的財産権の戦略的活用を図ろうとする顧客ニーズに適切に応えるとともに、国際的にも競争力を持つ専門サービスを提供するには、弁理士の活動の基盤である弁理士事務所の経営体制を、変貌する企業形態や経済システムに対しても、柔軟性を発揮できる自由度の高いものへと革新していくことが必要である。

さらに、弁理士の活動や顧客の選択等の自由度を制限している、広告規制や標準報酬額表などのサービス提供のルールについても見直しを進め、顧客のニーズと弁理士の提携するサービスの適合関係をより良いものへ変革していくことが求められる。

２．総合的法律･経済関係事務所の設置

◆ワン･ストップ･サービスへのニーズ

今後は、知的財産権が関係する領域の裾野が広くなり、例えば、特許ライセンスに係る税務処理、海外での紛争処理等、幅広い法律領域に関係するケースも出てくる。このような場合は、弁理士のみでは顧客の依頼事項を処理することが困難であり、顧客がワンストップで各種専門職のサービスを享受出来るよう、弁理士が他の士業等と協働してサービスを提供する総合的法律･経済関係事務所の設置が求められる。

規制緩和推進３か年計画（平成１０年３月３１日閣議決定）では、弁護士、公認会計士、税理士、弁理士等がそろった総合的な法律・経済関係事務所の開設について、法務省・大蔵省・通商産業省において検討を行い、平成１０年度中に結論を得て、これを踏まえ、速やかに所要の措置を講ずることとなっている。

３．複数事務所（支所）の設置

企業においては、研究開発活動拠点や事業所、関連会社等が国内外に展開しており、本社が利用する弁理士事務所の支所を地方や海外にも設けることにより、本社と連携をとりながら、企業の経営活動に即した柔軟な専門サービスを提供することを可能とすることについての要請がある。

このため、現在禁止されている複数事務所の設置や海外への事務所の設置も可能とすることが求められている。

ただし、支所には弁理士の常駐が必要であるとの考えもあり、支所設置の条件については、さらに検討が必要である。

４．国内居住要件について

企業等の知的財産権戦略がグローバル化する中で、弁理士によるサービスの提供拠点を国内に限定していたのでは、顧客が求めるサービスを十分に提供できず、欧米等の専門家に対する競争力が低下することとなる。

このため、国内の手続拠点を弁理士会に登録する等の条件を課したうえで、弁理士の国内居住要件を撤廃することが必要との意見がある。

世界的に見ると、ドイツ、フランスでは国内居住要件は無く、米国は外国人のみ米国内の居住が必要となっている。今後は、国際的にお互いの門戸を開放し、各国の国内居住要件を撤廃することも求められるであろう。

５．事務所の法人化

(1)事務所の法人化について

特許の権利期間は出願から２０年であり、商標については１０年ごとに権利更新可能であるなど、知的財産権は、研究開発段階から、権利取得、権利活用、権利消滅まで、非常に長期間にわたる管理が必要となる。

また、研究開発は、単発で終わるものではなく、継続的に積み重ねられていくものであり、そのような点から見ても、企業にとって、知的財産権は、長期的に継続して取り扱われるべきものである。

弁理士が、知的創造サイクルのすべての段階において企業等の知的財産管理体制をサポートするためには、継続的なサービスの提供が不可欠であり、このサービスの継続性・安定性を担保する仕組みとして、弁理士の経営基盤である弁理士事務所の法人化を可能とすることが求められている。

弁理士事務所の法人化により、弁理士が集合して事務所を形成することを促進することも期待され、弁理士一人で経営している事務所では限られた範囲の業務しか依頼できないが、異なる得意分野を持つ弁理士が集まって、大きな集団となれば、顧客にとってより満足の得られるサービスの提供が期待できるとの指摘もある。

ただし、弁理士事務所の法人化の要件としては、法人事務所への経営者や出資者は弁理士に限るべきとの意見や、法人事務所を弁理士会として監督するため、弁理士会への登録義務を課すべきとの考えがある。

弁理士事務所の継続性を確保する方法としては、後継者の育成、業務提携、共同事務所化等を促進することも提案されている。

(2)一人法人について

現在、弁理士が一人で経営している事務所数は、全体の約７７％を占めており、これら小規模な事務所に対しても、弁理士事務所の法人化によるメリットを享受させるため、一人法人も承継者の届出等の条件を課すことにより認めるべきとの意見がある。

しかしながら、弁理士一人では限られた範囲の業務しか依頼できない上、継続性も問題であることから、認めるべきでないとの考えもある。

(3)法人代理について

サービスの継続性、安定性の観点からは、法人代理まで認めてもよいのではないかとの意見がある一方、そもそも弁理士資格は自然人に対して認められた制度であり、依頼者も弁理士個人の資質に着目して業務を依頼しており、法人代理は資格制度の本質に関わる問題であるとして認めるべきでないとの考えもある。

これらの課題については、今後更に検討を進める必要がある。

６．広告制限について

現在は、弁理士会則により自己の経歴を広告することも制限されており、顧客が、そのニーズに適した弁理士の選択を、広い選択肢の中から的確に行うことが困難となっている。

また、弁理士においても、このような広告制限のために、自分の得意とするところを十分宣伝できず、自分の能力にあった業務の受託が難しいと指摘されている。

今後は、顧客のニーズと弁理士の提供するサービスとの適合関係をより良いものとするため、弁理士自ら、専門分野、経歴等の情報を積極的に公開・提供することが必要である。

また、広告制限においても、虚偽表示や誇大広告のような顧客等に誤解を与え、弁理士の品位を害する危険性があるものは除き、原則緩和することが必要である。

なお、格安料金で依頼事務を請け負うことを宣伝するなど、料金表(報酬額)の広告については、さらに検討すべきとの意見や、インターネット等のメディアの発達で、広告の事前規制が困難化することにも配慮し、広告規制も事後規制へと変えて行くべきとの意見もある。

７．標準報酬額表について

顧客が弁理士に対して支払うべき報酬額については、基本的には当事者間の合意で定めるべきものであるが、現在、弁理士会では、標準報酬額表を作成している。

標準報酬額表については、顧客において、弁理士に業務を依頼する際の費用の予測性を確保する上で目安となり有用である、また、弁理士側にとっても、目安があることにより依頼者との信頼関係が維持でき、価格設定に際しての面倒･トラブルの回避が可能となるなど、弁理士と顧客との間で報酬についての合意を円滑に得るための目安として機能しているとの評価がある。

しかしながら、現在の標準報酬額表については、弁理士の能力差･熟練度や実質作業量等を反映せず、知的財産権の戦略的活用を図ろうとする顧客ニーズに適切に対応できるような専門サービスを提供するという業務の性格を充分に踏まえたものとなっておらず、その内容に合理性を欠き、また、一部では、その使われ方に適正を欠き、不当に高額の手数料の支払いを強いられているとの指摘があり、廃止を求める意見もある。

平成９年１２月の行政改革委員会最終意見では、行政書士については「行政書士会会則及び日本行政書士連合会会則に、行政書士の受け取る報酬については記載しないこととすべきである。」と述べられており、規制緩和の趣旨を踏まえると、弁理士についても見直しが必要である。

標準報酬額表は、欧米の知的財産権専門サービスにおいては存在していないが、我が国では、弁護士、税理士、公認会計士等においても士業団体が作成する標準報酬額表が存在している。

上記のような意見や、これらの状況を踏まえ、標準報酬額表の位置づけや内容、その用い方について早急に検討する必要がある。

なお、標準報酬額表については、独占禁止法との関係で弁理士法に根拠規定が必要であるとの指摘があることに留意が必要。

また、米国においては、ベンチャー・中小企業等に対する支援の観点から、技術開発力はあるが資金面が不十分な企業等には、報酬を特許権の持分で代替し、将来の事業成功等で得た利益の一部を受け取るなど、柔軟な対応もみられることが注目される。

第６章　弁理士の義務・倫理の見直し

１．弁理士の義務・倫理について

知的財産権分野の専門家である弁理士が、企業の知的財産権戦略に積極的に関与し、科学技術創造立国の実現に貢献するという役割を果たすことに対する期待は大きい。

このような、弁理士の社会的役割の増大に応えるためには、弁理士に対する信頼を裏切ることのない、社会的使命の認識に立った誠実かつ公正な職務遂行が不可欠である。

米国においては、パテント・アトーニー等が法律書面(訴状、特許出願)にサインするためには内容を理解していなければならないことが規定(連邦民事訴訟手続規則、出願代理人規則)されているように、弁理士の担うべき業務の公益的性格に鑑み、誠実かつ公正な職務遂行を保証する義務・倫理が求められている。

今後は我が国においても、弁理士に期待される社会的使命に対応した義務・倫理を、弁理士に課すことが必要である。

また、弁理士が遵守すべき義務・倫理の徹底のためには、職能団体としての弁理士会の自主的、自律的な対応が必要であり、このため弁理士会においては、運営の公正や透明性を確保した上での内部規律を図ることが重要である。

２．弁理士の守秘特権の必要性

知的財産権関連業務は、研究開発の最前線において最新の技術やノウハウ等のように企業等の経営戦略の根幹にかかわる重要な機密事項を扱うものである。

現在の弁理士制度には秘密漏洩罪が規定されており、民事訴訟法においても、弁理士に対して文書提出拒否権が認められている。しかしながら、企業経営がグローバル化している中で、米国のように、日本の弁理士と顧客等との間で交わされた情報について、訴訟手続中において守秘特権が認められるかどうかが必ずしも明確でない環境への対応も不可欠となっている。

このため、顧客が安心して弁理士制度を利用し得るよう、弁理士の秘密保持義務を、倫理としてのみならず、守秘特権としての位置付けも含めて明確にすることが必要である。

第７章　弁理士会の機能強化

１．弁理士会の社会的役割の増大

弁理士の社会的役割の増大に伴い、専門職能団体として弁理士を指導･監督する立場にある弁理士会の役割も、今まで以上に大きなものとなる。今後、弁理士会としてもその組織力を活用して、２１世紀の知的創造サイクルの確立･強化に向けて、次のような課題に取り組むことが期待されている。

①弁理士が期待される貢献を果たすことができるよう、その資質の維持・向上を目的として、研究・相互啓発・研修等、弁理士の研鑽の機会を用意すること

②弁理士制度を利用しやすいものとするため、弁理士の経歴、専門分野、報酬等に関する情報の提供を行うこと

③弁理士の社会的使命に鑑み、義務・倫理の遵守の徹底のための、内部規律を図ること

④知的財産権に関する社会的認識を向上させ、知的財産権制度の効果的な活用を支援し、さらには、今後の研究開発や企業経営の構造的な変化に対応して、知的財産権制度の整備を国際的視野の下にすすめるに当たり、これに積極的に貢献できるよう、国内外の各層との交流の下で、研究・教育・啓発・支援等の活動を行うこと

２．弁理士会の機能・組織強化について

弁理士会が今後増大する社会的役割に応えていくためには、弁理士会自体の機能・組織の強化が必要である。

そのためには、会則の制定･改廃、会員の懲戒処分等、弁理士会の決定事項について必要とされている通産大臣による認可など、従来の弁理士会に対する国の関与を見直し、専門職能団体としての自主性を尊重し、主体的・自律的活動を可能とすることが必要である。

なお、弁理士会の自治の拡大については、弁理士の業務の一部について専権性が認められている等、公益的な性格があることに鑑み、その運営が閉鎖的なものとなってはならず、透明性と説明責任が求められるものであることに留意が必要である。

また、弁理士会の運営体制の強化を図るために、弁理士会を法人登記できるようにする必要性も指摘され、また、その際に、弁理士会の名称を「日本弁理士会」に変更し、国内外において弁理士会の位置づけをより明確化することも求められている。

３．弁理士会への強制加入について

米国、イギリスにおいては、弁理士は弁理士会のような職能団体への加入が義務づけられていない。

これに対し、我が国の弁理士や弁護士等は各士業団体への強制加入が義務づけられているが、団体に加入しないと業務ができないという制度の妥当性については疑義も提起されている。

弁理士制度においては、弁理士の品位の保持や資質の向上のためには、弁理士会として、会員の指導･監督、会員への情報提供を行うことが重要な役割となり、そのためには全員が会に加入していることが必要との指摘がある。

弁護士についても、弁護士に対する統制を弁護士会という独立した機関が行うためには、強制加入がないと、弁護士がどこからも懲戒を受けないような場合が起きると言われている。

職能団体である弁理士会への強制加入については、今後、その意義や必然性について再検討することが必要である。

おわりに

弁理士は、２１世紀の知的創造時代の重要な担い手であり、新たな時代に適応できる弁理士制度の確立は急務である。

このため、次の３つの方向で、弁理士を巡る諸制度を抜本的に変革することが必要である。

(1)知的財産権の戦略的活用を図ろうとする２１世紀の顧客ニーズに適切に応え、国際的に通用する専門サービスを、我が国においても、知的財産権分野の専門家である弁理士が中心となって提供することができるよう、弁理士の担うべき業務範囲や弁理士事務所の経営体制等について、制度的な制約を緩和し、グローバルな視野の下で、柔軟な対応が可能なものとする。

(2)弁理士に求められるサービスが多様化・専門化することを踏まえつつ、基本的な資質を有する資格者の規模を拡大し、競争と自己研鑽の下で、サービスを質的・量的に向上させる。

(3)弁理士が顧客の立場を一層適切に反映した専門サービスを迅速に提供できるよう、専門職能団体としての弁理士会の機能を、自主性・自律性を高める方向で強化する。

本報告書は、２１世紀の弁理士制度のあり方について、大きな方向性を示そうとするものである。これを具体化するために解決すべき課題は数多く残されているので、今後、さらに、広く意見を聴取し、検討を深めていくことが必要である。